

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令の概要について

消費・安全局動物衛生課
閣議：令和2年6月19日
公布：令和2年6月24日

1 改正の趣旨

- (1) 平成30年9月、我が国では26年ぶりに、悪性の家畜伝染病である豚熱（CSF）が岐阜県で発生し、以後、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県及び沖縄県でも相次いで発生しており、令和2年3月末現在で殺処分頭数は16万頭を超えるに至るなど、我が国では平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫以来、最悪の家畜伝染病事案となっている。
- (2) また、海外では、豚熱と同様に悪性の家畜伝染病であり、豚やイノシシに感染するアフリカ豚熱（ASF）についても、アジアを中心に急速に拡大しており、近年急増している訪日旅客者の多くがアジアから入国している中、我が国への同病の侵入リスクが最大限に高まっている。
- (3) これらを踏まえ、新たに家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散防止に係る措置を講ずるとともに、都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、患畜等以外の家畜の予防的殺処分の対象となる家畜伝染病の拡大、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化等の措置を講ずることにより、家畜防疫を的確に実施するため、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号。以下「改正法」という。）が本年4月3日に公布されたところである。
- (4) 本政令は、改正法の施行に伴い、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項、第21条第1項ただし書及び第25条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）について所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

- ① 家畜の伝染性疾患の名称の変更（令第1条及び第6条関係）
改正法で名称が変更された「水胞性口炎」、「ブルセラ病」等の家畜の伝染性疾患について、令においても「水疱性口内炎」、「ブルセラ症」等に名称を変更する。
- ② 家畜以外の動物における伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断の手續（改正後の令第7条（新設）関係）
家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散を防止するため緊急の必要がある場合の通行の制限又は遮断について、家畜における家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断の手續と同様の手續（管轄する警察署長への事前通報等）を定める。
- ③ 事務の区分の追加（令第11条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）別表第1関係）
②により都道府県又は市町村が処理することとされている事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する第一号法定受託事務とする。

3 施行期日

改正法の施行の日（令和2年7月1日）。